

(公財)よんでん文化振興財団
平成29年度 奨学援助候補者の募集について

1. 応募条件

- (1) 四国出身者（原則として、四国内の高校を卒業し、帰省先（両親などの住所）が四国内であること。）
- (2) 美術（日本画・油画・版画・彫刻・工芸）ならびに音楽（声楽・器楽・作曲・指揮）専攻学科に在籍し、平成29年4月において学部4年生以上（大学院生を含む）の者。
- (3) 芸術に深い理解と関心を持ち、将来、芸術家を志す者。
- (4) 学力・技能・人物・適性ともに優秀であり、志操堅固で健康な者。
- (5) 経済的に奨学援助を必要とする状況にある者。

※当奨学金は、他の奨学金との併給が可能です。

※上記（1）～（5）に加え、以下2点が採用の条件になります。

○大学から推薦後、4月下旬に財団事務局の方と面談をしていただきます。

面談の日時・場所等は、財団事務局が直接候補者の方に連絡を取り、調整します。

○奨学援助者に決定後、平成29年7月初旬頃に高松市で開催される奨学生の「決定通知書交付式」に必ず出席してください。

（通知式に出席できない場合は、奨学援助を辞退していただくことがあります。）

2. 申請書類

- (1) 履歴書（写真貼付）および健康診断書（学校指定医または公立機関作成のもの）
- (2) 「将来の抱負」をテーマとしたレポート（1,000字程度）
- (3) 奨学援助候補者推薦書（財団様式第1号）
※自己の氏名、現住所等を記入のうえ、指導教員に記入依頼する。
- (4) 家計状況等申告書（東京藝術大学様式）
- (5) 在学証明書および成績証明書（在学全期間、他大学出身の新入生は出身大学のもの）

3. 申請期限

平成29年4月6日（木）16時（教務係または取手・千住校地事務室に提出）

4. 援助額および期間

- (1) 援助額は月額5万円（年額60万円、返済不要）
- (2) 援助期間は最高2年間（援助期間が2年未満でも、推薦時の課程を卒業または修了した場合は、援助はその時点で終了となります。）

5. 決定および通知

- (1) 大学からの推薦者枠は、美術1名、音楽1名であるため、同じ学部内で複数の候補者がいる場合は、まず大学内で選考を行います。なお、先方の要望により、学部4年生と大学院生のどちらかを選考する場合は、大学院生を優先します。
- (2) 大学から推薦後、平成29年6月開催予定の財団の理事会で奨学援助者を決定します。決定後、財団から大学および奨学援助者に対して、書面で通知されます。
- (3) 奨学援助者に選ばれた方は、4月下旬に財団内での選考のための面談があり、7月初旬頃に高松市で開催する「決定通知書交付式」への出席が義務づけられていますので、予めお含みおきください。

以上

(様式第1号)

平成 年 月 日

公益財団法人 よんでん文化振興財団
理事長 常盤 百樹 殿

学 校 名 東京藝術大学長
学長又は学部長 澤 和 樹 印

奨学援助候補者 推薦書

フリガナ 候補者氏名		生 年 月 日		性別	
現住所	〒 - TEL. - -	帰省先 住 所	〒 - TEL. - -		
専 攻 科 目		入学 年度	平成 年	平成29年 4月現在	年生
[推薦理由]					
指導教員署名 (印)					

※ ご提出いただきました資料のうちの個人情報につきましては、当財団の選考委員会・理事会の資料作成のためにのみ使用させていただき、その他の目的には一切使用いたしません。

家計状況等申告書

平成 年 月 日

学籍番号		住所		通学の別	自宅・自宅外 ※いずれかに○
氏名(自署)		電話番号		携帯電話	

生計を一にする家族		父	母	本人	その他①	その他②	その他③
氏名		()才	()才	()才	続柄 ()	続柄 ()	続柄 ()
職業・会社名				—			
在学している学校名	【通学の別】 自宅・自宅外 国・公・私立()年	【通学の別】 自宅・自宅外 国・公・私立()年		—	【通学の別】 自宅・自宅外 国・公・私立()年	【通学の別】 自宅・自宅外 国・公・私立()年	【通学の別】 自宅・自宅外 国・公・私立()年
収入	給与所得	※大学記入欄 千円	※大学記入欄 千円	※大学記入欄 千円	※大学記入欄 千円	※大学記入欄 千円	※大学記入欄 千円
	事業所得等	※大学記入欄 千円	※大学記入欄 千円	※大学記入欄 千円	※大学記入欄 千円	※大学記入欄 千円	※大学記入欄 千円
	(給付型)奨学金	千円	千円	千円	千円	千円	千円

千円未満切り捨て

↓該当する項目にチェックすること(金額は無記入のまま)

控除等	本人以外に 就学者のいる世帯	母子・父子家庭	生活保護世帯及び それに準ずる世帯	障害者のいる世帯	原爆被爆者及び 被爆者の子弟	長期療養者(6ヶ月以上。 見込を含む)のいる世帯	主たる家計支持者が 別居している世帯	火災・風水害・盗難等の 被害を受けた世帯
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	父母以外の者が 収入を受けている世帯	本人控除						
<input type="checkbox"/>	※全員							
	千円	千円						

【別途提出書類】 申請内容の確認のため、以下の書類を必ず提出してください。

◆申請者全員

生計を一にする全員の住民票、課税証明書または非課税証明書(全て写で可)

◆該当者のみ

主たる家計支持者が自分の場合	保険証(写) ※配偶者を含む
給付型奨学金受給者	奨学生採用決定通知書(写)等、受給額が確認できるもの。
生活保護受給者	生活保護受給者証(写)
障害者	障害者手帳(写)
原爆被害者	被爆者手帳(写)
長期療養者	診断書(発行3ヶ月以内)、病院・薬局等が発行する領収書(写)
主たる家計支持者が別居	住居費・光熱水料費・家具用品の実費を証明する領収書(写)
火災・風水害・盗難等被災者	消防署、市区町村役場発行の被災証明または警察署発行の盗難届出証明書(写)

※「生計を一にする」とは、必ずしも同居を要件とするものではありません。例えば、勤務、修学、療養費等の都合上別居している場合であっても、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

なお、親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

※本申告書に記入・添付された個人情報、本提出書類に関する内容確認等にのみ利用し、その他の目的での使用及び第三者への提供はいたしません。

家計状況等申告書(記入例)

平成 29 年 3 月 9 日

学籍番号	〇〇〇〇〇〇〇	住所	東京都台東区上野公園12-3-45	通学の別	(自宅)・自宅外 ※いずれかに〇
氏名(自署)	芸大 一郎	電話番号	03-1234-5678	携帯電話	080-8765-4321

生計を一にする家族	父	母	本人	その他①	その他②	その他③
氏名	芸大 太郎 (55)才	芸大 花子 (55)才	芸大 一郎 (20)才	続柄(祖母) 芸大 コト(79)才	続柄(弟) 芸大 二郎(17)才	続柄()才
職業・会社名	会社員 (株)東京音楽セントラル	パート スーパーマーケット音音	—	無職	高校生	
在学している学校名	【通学の別】自宅・自宅外 国・公・私立()年	【通学の別】自宅・自宅外 国・公・私立()年	—	【通学の別】自宅・自宅外 国・公・私立()年	【通学の別】自宅・自宅外 国(公)私立()年 都立芸術北高等学校	【通学の別】自宅・自宅外 国・公・私立()年
収入	給与所得	※大学記入欄 千円	※大学記入欄 千円	※大学記入欄 千円	※大学記入欄 千円	※大学記入欄 千円
	事業所得等	※大学記入欄 千円	※大学記入欄 千円	※大学記入欄 千円	※大学記入欄 千円	※大学記入欄 千円
	(給付型)奨学金	千円	千円	700 千円	千円	千円

千円未満切り捨て

↓該当する項目にチェックすること(金額は無記入のまま)

控除等	本人以外に 就学者のいる世帯	母子・父子家庭	生活保護世帯及び それに準ずる世帯	障害者のいる世帯	原爆被爆者及び 被爆者の子弟	長期療養者(6ヶ月以上、 見込を含む)のいる世帯	主たる家計支持者が 別居している世帯	火災・風水害・盗難等の 被害を受けた世帯
	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	父母以外の者が 収入を受けている世帯	本人控除						
	<input type="checkbox"/>	※全員						
	千円	千円						

【別途提出書類】申請内容の確認のため、以下の書類を必ず提出してください。

◆申請者全員

生計を一にする全員の住民票、課税証明書または非課税証明書(全て写で可)

◆該当者のみ

主たる家計支持者が自分の場合	保険証(写) ※配偶者を含む
給付型奨学金受給者	奨学生採用決定通知書(写)等、受給額が確認できるもの。
生活保護受給者	生活保護受給者証(写)
障害者	障害者手帳(写)
原爆被害者	被爆者手帳(写)
長期療養者	診断書(発行3ヶ月以内)、病院・薬局等が発行する領収書(写)
主たる家計支持者が別居	住居費・光熱水料費・家具用品の実費を証明する領収書(写)
火災・風水害・盗難等被災者	消防署、市区町村役場発行の被災証明または警察署発行の盗難届出証明書(写)

※「生計を一にする」とは、必ずしも同居を要件とするものではありません。例えば、勤務、修学、療養費等の都合上別居している場合であっても、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

なお、親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

※本申告書に記入・添付された個人情報、本提出書類に関する内容確認等にはのみ利用し、その他の目的での使用及び第三者への提供はいたしません。